

# 旬刊 資産税広報

《主なもくじ》

## ●資産をめぐる税務

[問答式]

- シリーズ相続と贈与に関する税務 《相続税等の延納》
  - ▼相続税の延納の要件である「金銭で納付することを困難とする事由」の判定と時期 …… 2
- 資産の評価に関する税務 《気配相場等のある株式等》
  - ▼登録銘柄及び店頭管理銘柄、公開途上にある株式の概要等と評価の基本的な考え方 …… 3
- ワンポイントセミナー●
  - ▼節税保険規制 …… 5

## □判・審判事例特報

外貨建取引により取得及び譲渡した財産に係る譲渡所得の金額の計算上、外貨建てで算出した譲渡所得の金額を譲渡時の為替相場で円換算することは相当でない …… 7

- ニュース
  - 東 証／1部の上場・降格基準を厳格化／最上位「プレミアム」市場を創設 …… 16

# 資産をめぐる税務

## 問答式

### ■ シリーズ相続と贈与に関する税務

#### 《相続税等の延納》

#### 相続税の延納の要件である 「金銭で納付することを困難 とする事由」の判定と時期

##### ◇ 質 問 ◇

相続税等の延納の要件である「金銭で納付することを困難とする事由」とは、いつ、どのようにして判定されるのでしょうか。

(東京都・NM氏)

##### ◇ 回 答 ◇

相続税及び贈与税の延納の取扱いに関しては、金銭で納付することを困難とする金額は、納税者が相続により取得した財産（相続財

産）又は贈与により取得した財産（受贈財産）のほか、納税者自身の収入の状況などを考慮することとしています。

すなわち、「金銭で納付することを困難とする金額」の範囲については、納税者の有する現金及び預貯金の額からその者の職業及び生活の状況等に応じ、その生活及び職業の維持に通常必要と認められる限度の現金及び預貯金の額を控除した額を、その者の納付すべき税額から控除した残額の範囲内の金額によることとされています。

次に、延納の要件である「金銭で納付することを困難とする事由」をどの時点で判定するかについては、①相続開始時、②延納申請時（納期限時）、③延納許可時のそれぞれの時点が考えられますが、相続税法上、「納税義務者について納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合において」と明らかにしています。

したがって、判定の時期は、②の延納申請時、延納申請書の提出のときの現況によります。

参照条文＝相基通38－2

◆  
登録銘柄及び店頭管理銘柄、  
公開途上にある株式の概要  
等と評価の基本的な考え方

◆ 質 問 ◆

登録銘柄及び店頭管理銘柄、公開途上にある株式とはどのような株式を指すのでしょうか、またその評価方法についてはどのように行えばよいのでしょうか。

(東京都・NK氏)

◆ 回 答 ◆

気配相場等のある株式とは、

- ① 日本証券業協会において、登録銘柄として登録された株式
  - ② 店頭管理銘柄として指定された株式
  - ③ 公開途上にある株式
- をいい、その評価について解説いたします。

(1) 登録銘柄

登録銘柄とは、日本証券業協会が審査して店頭登録基準を満たしていると認めた銘柄をいいます。

店頭市場は、上場基準に達しない中小企業や新興企業が株式を通して、事業資金の調達ができるように創設されたもので、当然登録基準は上場基準に比べて緩やかなものになっています。1998年に見直された登録基準によると、ベンチャー企業であれば、赤字でも他の登録基準を満たせば登録が可能になっています。

また、店頭登録扱い銘柄とは、浮動株不足や債務超過などで上場廃止になった銘柄で、日本証券業協会が認めた場合を店頭管理銘柄として売買していたものですが、1998年12月からはこの取り扱いは廃止され、現在は該当するものではありません。

登録銘柄として登録されるためには、その株式の発行会社の発行済株式数などが日本証券業協会が定める一定の基準（これを登録基準といいます）を充たしていることが必要で、協会員（幹事証券会社）の申請に基づき（株式の発行会社の承諾の下に）、日本証券業協会の理事会の承認により、登録銘柄として登録されます。

(2) 店頭管理銘柄

店頭管理銘柄とは、上場廃止となった銘柄や登録銘柄だったものが登録取消しとなった銘柄などのうち、売買が継続されている株式について、日本証券業協会が「店頭管理銘柄」として指定した銘柄のことをいいます。

(注1) 店頭取引とは、有価証券の売買方法の1つで、上場基準を満たさない株式につ

いて証券会社の店頭で行われる取引のことをいいます。店頭取引は、証券会社が売り手と買い手の1対1の相対取引の媒介をするという方法で行われています。

(注2) ジャスダック証券取引所が創設されたことに伴い、従来の店頭売買有価証券については、取引所上場有価証券に移行されました。

### (3) 公開途上にある株式

「公開途上にある株式」とは、株式の上場登録に際して公募・売出しが行われる場合のその株式のことをいいます。

具体的には、次の株式を「公開途上にある株式」とします。

- ① 金融商品取引所が、内閣総理大臣に対して株式の上場の承認申請を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式（登録銘柄が上場される場合を除きまず）
- ② 日本証券業協会が株式を、登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式（店頭管理銘柄が登録銘柄として登録される場合を除きまず）

### (4) 一般的な評価の方法

気配相場等のある株式の評価方法は、次のとおりです。

#### ① 登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価

日本証券業協会の公表する課税時期の取引価格（高値と安値の双方がある場合にはその平均額）によって計算します。

ただし、課税時期の取引価格が、次の3つのうち最も低い価額を超える場合には、その最も低い価額によって評価します。

- ・課税時期の属する月の毎日の取引価格の月平均額

- ・課税時期の属する月の前月の取引価格の月平均額
- ・課税時期の属する月の前々月の取引価格の月平均額

この場合の「取引価格」とは、日本証券業協会の公表する取引価格（午後3時現在（又は直近）の取引価格）によりますが、取引価格に高値と安値がある場合には、その平均額によります。

なお、それが、負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した登録銘柄及び店頭管理銘柄である場合の価額は、課税時期の取引価格によって評価します。

### (5) 公開途上にある株式の評価

#### ① 株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出しが行われる場合

公開途上にある株式の価額は、原則として、その株式の公開価格（金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格をいいます）によって評価します。

なお、「公開途上にある株式」として取り扱われる始期は、金融商品取引所等による「公表日」からとされています。通常は、公表が行われるのは、上場等の日の1か月前のようです。

#### ② 株式の上場又は登録に際して公募等が行われない場合

公開途上にある株式の価額は、課税時期以前の取引価格等を勘案して評価します。

参照条文＝昭47直資3-16、昭58直評5外、平2直評12外、平14課評2-2外、平18課評2-27外、平20課評2-5外、平26課評2-19外改正

2017年頃より、中小企業を中心にいわゆる「節税保険」の勧誘・販売が過熱していましたが、ついに国税庁からの制限がかかりました。

まずは、ここ最近、生命保険業界で起きていることについて、事実関係を含めて現時点までの流れを整理しておきます。

- ・ 国税庁が節税目的の加入が増えている経営者保険の税務上の取り扱いを見直し、支払った保険料を損金算入できる範囲に制限をかける検討を始めたため、中小企業の節税ニーズをとらえて市場が急拡大してきたが、転機を迎える。
- ・ 国税庁が2月13日、同保険の課税方法を定めた通達を見直す考えを生保各社に伝えた。各社は見直し案が固まるまで販売を自粛する方向だ。
- ・ 国税庁は解約時に保険料の大部分が戻る前提の商品については、保険料を損金ではなく資産として計上すべきだとの考え。現在の商品が保険料の全額を損金処理できる点を問題視している。法人の保険料の税務上の取り扱いを定めた通達を見直して制限をかける。
- ・ 日本生命保険など生命保険各社は2月13日、同保険の販売を一時取りやめることを決めた。
- ・ 日本生命の他、第一生命保険や明治安田生命保険、住友生命保険が解約時の返戻率が50%を超える法人向け保険の販売を2月14日から停止する。外資系のメットライフ生命保険なども販売を止める。
- ・ 販売を停止する経営者保険は中小企業が契

約主体となり、経営者が死亡すると数億円単位の保険金が支払われる。保険料を全額会社の損金に算入でき、途中解約すると保険料の大部分が戻ってくる設計で、実態は節税目的の利用が多い。

- ・ 節税保険は中小企業経営者のニーズをつかみ、市場規模が数千億円にまで拡大。金融庁が節税効果を強調した販売手法などを問題視し、各社は商品設計や販売手法を見直す準備に入っていた。

2月13日の16時より生命保険協会にて全保険会社を集めた「拡大税制研究会」が開催され、国税庁側からの意向が出席した保険会社に伝えられています。

拡大税制研究会はいきなり開催される訳ではなく、少なくとも1週間前に各社へ開催の意向が生命保険協会より伝えられますので、6日ごろに各社へ連絡が行っていたと思われる。

この拡大税制研究会で配布された資料の中で、国税庁側から以下のような「見直しの基本方針」が明示されています。

- ・ 満期返戻金のない保険商品全般を対象にして単一的かつ普遍的なルールを作る
  - ・ 契約者が把握可能な指標に基づくシンプルなルールとする
  - ・ 課税上弊害がないと考えられるものは全額損金算入という現行の取扱いを維持する
- さらに検討するポイントとしては、
- ・ 現在の個別通達（長期平準・遡増定期・がん・医療等）及び文書回答（長期傷害）は廃止して、単一的な資産計上ルールを作る

- ・法人を契約者として役員または使用人を被保険者とする契約のうち保険期間3年以上の定期保険と第三分野保険で、満期返戻金がなく保険料が給与とならない契約を対象にする
  - ・ピーク時の解約返戻率が50%を超える商品を対象とし、50%以下の商品については全損処理を認める
  - ・資産計上の方法は契約から一定期間までで、資産計上額はピーク時の解約返戻率に応じた金額
  - ・適用日は以後の契約とすると以後の支払保険料からとするかは未定
- との記載がありました。

この内容を踏まえ、2月14日より大手4社を筆頭に各社ともに全額損金系の商品を中心に販売を停止しました。一部保険会社では、慎重を期して保険期間10年超の契約はすべて販売停止にしているところもあります。

現在確認されているだけで、すべての保険会社で全額損金の商品は販売停止となり、現在提案中・手続き中の契約も月内ですべての保険会社で停止となります。

これらを踏まえて「通達がいつ出るのか」「どんな内容の通達が出るのか」という憶測が生命保険業界では飛び交っているようです。

新聞報道では「節税保険」などと事実ではない書き方をして煽っていますが、まず、そもそも全額損金の生命保険は「課税の先送り」であって、節税にはなりません。

しかも、法律が認めている税金が安くなる行為は「節税」と位置づけられるので、節税は悪い事ではないはずで。

それを、マスコミ各社は「節税＝悪」そしてそれを活用している「経営者は悪い」と連想させるような記事を乱発しています。

生命保険を使った課税の繰延は、企業経営における財務戦略としては非常に重要です。日本の税制は赤字になっても税金は補てんされず、将来に挙げた利益から税金を安くしてくれるシステムです。

経営者は誰も赤字にしたいとは思っていません。ですが、天災や経済環境の変化、突発的な事故や取引先の倒産などやむを得ない事情で赤字になる事は十分にあり得ます。その時に、生命保険を活用して築き上げた「簿外資産」を取り崩して補てんをするという活用は、安定経営においては当たり前のことです。ただ、この活用を「悪用」したのが生命保険会社であり、保険募集人かもしれません。

財務戦略に生命保険が活用できるので、途中で解約したときに支払われる解約返戻金がより多くなるような設計をしたり、保険料が不必要に高額になるような設計をしたりして販売する様になりました。

そして、それらの保険商品を販売する生命保険募集人が、本当にこの保険を活用すべき法人だけでなく、本来であれば活用してはいけない様な法人に対しても販売を行い、営業成績や販売手数料を稼いできたという事実は隠せません。

この一連の流れについて度が過ぎてきたので、金融庁と国税庁が動き出してストップを掛けたというのが今回の顛末のような気がします。

このように、安定経営のためには財務的な活用としての生命保険は非常に良いツールでした。そして、自助努力として、経営者の退職金を準備するのも生命保険は最適なツールでした。経営者としてとることができる、重要な選択肢を生保業界の過当競争により奪われてしまったのです。

# 判・審判事例特報

外貨建取引により取得及び譲渡した財産に係る譲渡所得の金額の計算上、外貨建てで算出した譲渡所得の金額を譲渡時の為替相場で円換算することは相当でない

棄却

〔国税不服審判所＝平成22年6月28日  
・裁決〕

## 問題 《事実》

原処分庁が外国税額控除の適用は認められないとして、更正処分等をした

### (1) 事案の概要

P国国籍を有する居住者である請求人が、P国に所有していた不動産の譲渡に係る譲渡所得の金額について、P国ドル建てで算出した譲渡所得の金額を譲渡時の為替相場によって円換算して算出するとともに、P国における当該譲渡に係る所得税の額について、所得税法第95条《外国税額控除》第1項に規定す

る外国所得税額の税額控除（以下、当該規定による税額控除を外国税額控除という）を適用して修正申告をしたところ、原処分庁が、P国に所有していた不動産の譲渡に係る譲渡所得の金額は、総収入金額、取得費及び譲渡に要した費用の額をそれぞれの取引日の為替相場によって円換算して算出すべきであり、また、外国税額控除の適用は認められないとして、更正処分等をしたのに対し、請求人が、原処分庁の当該譲渡所得の金額の算定には誤りがあるなどとして、当該更正処分等の一部の取消しを求めた。

### (2) 関係法令等

#### イ 所得税法

#### (イ) 第33条《譲渡所得》

第1項は、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう旨規定し、また、第3項は、譲渡所得の金額は、その年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となっ

た資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする旨規定している。

(ロ) 第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》

第1項は、譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とする旨規定し、また、第2項は、譲渡所得の基因となる資産が家屋その他使用又は期間の経過により減価する資産である場合には、第1項に規定する資産の取得費は、同項に規定する合計額に相当する金額からその取得の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除した金額とする旨規定している。

(ハ) 第57条の3《外貨建取引の換算》

第1項は、居住者が、外貨建取引（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいう）を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう）は当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする旨規定している。また、所得税法附則（平成18年法律第10号）第7条《外貨建取引の換算に関する経過措置》は、上記の規定は、個人が平成18年4月1日以後に行う外貨建取引について適用する旨規定している。

(ニ) 第95条

A 第1項

本項は、居住者が各年において外国所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう）を納

付することとなる場合には、一定の限度でその外国所得税の額をその年分の所得税の額から控除する旨規定している。

B 第5項

本項は、第1項の規定は、確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、外国所得税を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り適用する旨規定しているところ、第7項は、税務署長は、第1項の規定による控除をされるべきこととなる金額の全部又は一部につき第5項の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その記載又は書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載又は書類の添付がなかった金額につき第1項の規定を適用することができる旨規定している。

ロ 所得税基本通達

57の3-2《外貨建取引の円換算》は、上記イの(ハ)の規定に基づく円換算は、その取引を計上すべき日における対顧客直物電信売相場（以下、電信売相場という）と対顧客直物電信買相場（以下、電信買相場という）の仲値（以下、電信売買相場の仲値という）による旨定め、また、(注)1において、電信売相場、電信買相場及び電信売買相場の仲値については、原則として、その者の主たる取引金融機関のものによることとする旨定めている。

ハ 租税特別措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》

第1項は、個人が、その有する土地又は建物で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該譲渡による譲渡所得については、他の所得と区分し、その年中の当該譲渡に係る



譲渡所得（以下、分離長期譲渡所得という）の金額に対し、所得税を課する旨規定している。

ニ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とP国政府との間の条約（以下、日P租税条約という）第〇条

第〇項は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、日本国の居住者が日P租税条約の規定に従ってP国において租税を課される所得をP国において取得する場合には、当該所得について納付されるP国の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する旨規定している。

(3) 基礎事実

イ 不動産の譲渡に至る経緯

(イ) P国における土地及び建物の取得並びにその価額等

請求人及びその妻（以下、併せて請求人らという）は、平成13年6月1日（以下、本件取得日という）に、P国Q町〇ー〇に所在する土地を63,400.00P国ドル、木造建物（以下、本件建物といい、土地と併せて本件土地等という）を154,751.29P国ドル、合計218,151.29P国ドルで取得した（以下、この取得に係る取引を本件取得取引という）。

なお、請求人らは、本件取得取引の代金を、請求人らがもともとP国国内に保有していた又は同国内で借入れをしたP国ドルによって支払った。

(ロ) 本件土地等の請求人らの持分

請求人らは、本件土地等について、ジョイント・テナンシー（共有不動産権）を有し、それぞれの持分は等分であった。

(ハ) 本件土地等の譲渡価額及び譲渡に要した費用の額

請求人らは、平成19年8月2日（以下、本件譲渡日という）に、本件土地等を〇〇〇〇P国ドルで譲渡するとともに（以下、この譲渡に係る取引を本件譲渡取引という）、譲渡に要した費用として17,328.17P国ドルを支払った（以下、本件譲渡費用という）。

(ニ) 本件建物の使用状況

請求人らは、本件建物を、本件取得日から平成〇年12月31日までは非業務用として、平成〇年1月1日から本件譲渡日までは業務用（貸家）としていた。

ロ 本件譲渡取引に係る外国所得税の納付

請求人は、本件譲渡取引に係るP国の所得税を納付した（以下、この納付したP国の所得税を本件外国所得税という）。

ハ 外国為替の売買相場

(イ) 主たる取引金融機関

請求人の本件取得日及び本件譲渡日における主たる取引金融機関は、D銀行であった。

(ロ) 本件取得日の為替相場

D銀行のP国ドルに係る本件取得日の電信売相場は、1P国ドル当たり79.05円であり、電信売買相場の仲値は、1P国ドル当たり77.70円であった。

(ハ) 本件譲渡日の為替相場

D銀行のP国ドルに係る本件譲渡日の電信売相場の仲値は1P国ドル当たり112.55円であった。

ニ 本件確定申告書の本件外国所得税に係る外国税額控除の記載内容等

本件確定申告書には、本件外国所得税に係る所得税法第95条第5項所定の外国税額控除を受けるべき金額等の記載及び外国所得税を課されたことを証する書類等の添付がなかった。

ホ 本件修正申告書の記載内容

本件修正申告書には、本件土地等の譲渡に係る所得（以下、本件譲渡所得という）の金額について、P国ドル建てのまま算出された上で、本件譲渡日の属する年のP国中央銀行のP国ドルの年間平均為替相場で円換算した金額が記載され、また、納付すべき税額について、本件外国所得税に係る外国税額控除を適用して算出された金額が記載されていた。

ヘ 本件更正処分の内容等

原処分庁は、本件譲渡所得に係る総収入金額（以下、本件総収入金額という）及び本件譲渡費用の額を本件譲渡日のD銀行のP国ドルに係る電信売買相場の仲値によって円換算し、また本件土地等の取得費（以下、本件取得費という）の額については、本件土地等の取得金額を本件取得日のD銀行のP国ドルに係る電信売相場によって円換算した金額に基づき計算した上で、本件譲渡所得の金額を算出するとともに、本件外国所得税に係る外国税額控除を認められないとする本件更正処分をした。

なお、上記のとおり、本件譲渡所得の金額を算出した結果、本件譲渡所得の金額には、本件譲渡日と本件取得日のそれぞれ異なる為替相場で円換算したことによる差益（以下、本件為替差益という）が含まれて算出された。

(4) 争点

争点1 本件譲渡所得の金額は、どのように算出すべきか。

争点2 本件確定申告書に外国税額控除を受けるべき金額等の記載及び書類の添付がなかったことについて、所得税法第95条第7項に規定する「やむを得ない事情」があるか否か。

## 請求人の主張

本件譲渡所得の金額は譲渡日の為替相場によって円換算した上で算出すべき

(1) 争点1

本件譲渡所得の金額は、次の理由から、P国ドル建ての譲渡益について、本件譲渡日の為替相場によって円換算した上で算出すべきである。

(イ) 本件土地等は、請求人がP国国内に保有していた又は同国内で借入れをしたP国ドルによって取得し、P国ドル建てで譲渡したものであり、本件土地等の譲渡によって得た利益は、P国ドル建ての譲渡益のみである。また、本件取得取引及び本件譲渡取引は、いずれも日本国外で行われた。このような場合の所得の円換算は、所得計算期間の終期で行うことが合理的である。

(ロ) 本件土地等の取得から譲渡までの間、円とP国ドルとの交換は行われておらず、このような取引は所得税法第57条の3に規定する外貨建取引に該当しないのであるから、同条の規定を適用することはできない。

(ハ) 原処分庁の(ロ)の主張は、租税法規について、その文言を離れてみだりに拡大解釈をするものであり、租税法主義に反し、許されない。

(ニ) 原処分庁主張の計算方法によって算出される本件譲渡所得の金額には、実現していない所得である本件為替差益の額が含まれることになり、実現していない所得への課税は許されない。

(2) 争点2

次の理由から、本件確定申告書に外国税額控除を受けるべき金額等の記載及び書類の添

付がなかったことについて、所得税法第95条第7項に規定する「やむを得ない事情」がある。

- (イ) 外国税額控除は、二重課税を防ぐ唯一の方法であり、このような場合には、原則として主観的な事情についても「やむを得ない事情」に当たる。
- (ロ) 本件外国所得税を納付しているにもかかわらず、前記《基礎事実》のニのとおり、その記載等を行わなかったという手続上の小さな瑕疵のみを理由として、二か国において同一の所得について二重に課税することは、日P租税条約の精神に反し、あまりに酷であり不合理である。

## 原処分庁の主張

取得費の額は、土地等の取得金額を取得日の為替相場によって円換算すべき

### (1) 争点1

本件譲渡所得の金額は、次の理由から、本件総収入金額及び本件譲渡費用の額については本件譲渡日の為替相場により円換算し、本件取得費の額については本件土地等の取得金額を本件取得日の為替相場によって円換算した金額に基づき計算した上で算出すべきである。

- (イ) 本件総収入金額及び本件譲渡費用の額については、所得税法第57条の3の規定により、その取引日である本件譲渡日の為替相場により円換算することとなる。
- (ロ) 所得税法第57条の3は、平成18年4月1日以後の取引に適用されるものであるが、それまでも法人税法の規定による外貨建取引の換算方法に準じた取扱いがなされてお

り、所得税法も各種所得の金額や税額の計算を円により行うことを予定しているものであり、同条は、それまでの外貨建取引の換算方法の取扱いを法令上明確化したものである。よって、所得税法第57条の3の創設により、換算方法に変更が生じたものではなく、本件土地等の取得金額についてはその取引日である本件取得日の為替相場により円換算することとなる。

- (ハ) 本件譲渡所得の金額は、上記(イ)及び(ロ)のとおり円換算した金額で算出するのであるから、本件為替差益については、本件譲渡所得の金額に含まれることとなる。

### (2) 争点2

請求人には、本件確定申告書に外国税額控除を受けるべき金額等の記載及び書類の添付がなかったことについて、本人の責めに帰すことができない客観的な事情がないため、所得税法第95条第7項に規定する「やむを得ない事情」はない。

## 結論

## 《裁 決》

取得費の額は、取得日の為替相場により円換算した金額に基づき計算

### (1) 争点1

本件譲渡所得の金額は、どのように算出すべきか。

#### (イ) 法令等解釈

##### A 譲渡所得の趣旨

所得税法第33条第3項は、前記《関係法令等》のイの(イ)のとおり、譲渡所得の金

額の計算に当たっては、譲渡所得に係る総収入金額から当該資産の取得費及びその譲渡に要した費用の額（以下、これらを併せて取得費等という）を控除すべきものと規定し、同法第38条第1項は、同(ロ)のとおり、資産の取得費とは、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額をいうものと規定しているところ、譲渡所得に対する課税は、当該資産が譲渡によって所有者の支配を離れるのを機会に、その所有期間中の増加益、すなわち、当該資産の取得時の客観的価額とその譲渡時の客観的価額との増差分を清算して課税しようとするものであり、譲渡所得の金額の計算に当たり譲渡収入金額から取得費等を控除すべきものとしているのは、この増差分を算出するためであると解される。

#### B 外貨建取引の円換算

上記Aを前提にすると、譲渡所得の金額の計算における取得費は、資産の取得時の客観的価額が算出されたものであり、総収入金額は、資産の譲渡時の客観的価額が算出されたものであるということができ、これらの価額の算出に当たり、国内法である所得税法は、所得金額又は税額の計算は円により行うことを前提としていることから、譲渡所得に係る総収入金額又は取得費等の中に外貨建取引によるものが含まれている場合には、当該外貨建取引の額について、当該外貨建取引を行った時における為替相場により円換算した上で、当該所得に係る総収入金額又は取得費等を計算することが相当であり、所得税法第57条の3の規定は、譲渡所得の金額の計算についていえば、このような円換算の方法について法令上明確化されたものと解される。

#### (ロ) 結論

##### A 本件譲渡所得の種類及びその金額の算出方法

本件土地等は、前記《基礎事実》のイの(イ)のとおり、本件取得日に取得されており、本件譲渡取引をした年である平成19年の1月1日において請求人の所有期間が5年を超えていることから、同《関係法令等》のハによれば、本件譲渡所得は、分離長期譲渡所得となり、その金額は、本件総収入金額から本件取得費及び本件譲渡費用の額の合計額を控除した金額となる。

##### B 本件譲渡所得の金額の算出の際に適用すべき為替相場

###### (A) 本件総収入金額

本件譲渡取引は、前記《基礎事実》のイの(ハ)のとおり、本件譲渡日に行われた外貨建取引であることから、本件総収入金額は、上記(イ)のBによれば、本件譲渡日の為替相場により円換算して算出することとなる。

なお、所得税基本通達57の3-2は、所得税法第57条の3第1項の規定に基づく円換算は、前記《関係法令等》のロのとおり、原則として、その取引を計上すべき日におけるその者の主たる取引金融機関の電信売買相場の仲値による旨定めているところ、当該電信売買相場の仲値とは、対顧客取引の基準となるレートであるから、この取扱いは、審判所においても相当と認められる。そして、本件譲渡取引は、平成18年4月1日以後の取引であることから、所得税法第57条の3の規定が適用され、同《基礎事実》のハの(イ)のとおり、請求人の本件譲渡日における主たる取引金融機関はD銀行であるから、同行のP国ドルに係る電信売買相場の仲値を用いて円換算することが相当である。

(B) 本件取得費の額

本件取得取引は、前記《基礎事実》のイの(イ)のとおり、平成18年3月31日以前である本件取得日に行われていることから、所得税法第57条の3の規定は適用されず、所得税基本通達57の3-2の定めも適用されないところ、本件取得費の額は、上記(イ)のBによれば、本件土地等の取得金額を本件取得日の為替相場により円換算した金額に基づき計算した上で、算出することとなる。

なお、請求人は、前記《基礎事実》のイの(イ)のとおり、円でP国ドルを購入していないことから、円でP国ドルを購入した場合に用いられる電信売相場ではなく、対顧客取引の基準となるレートである電信売買相場の仲値を用いて円換算することが合理的であり、相当と認められ、また、その仲値は、上記(A)と同様に、請求人の主たる取引金融機関であるD銀行のものによるのが相当である。

(C) 本件譲渡費用の額

本件譲渡費用の額は、上記(イ)のBによれば、その取引を行った時である本件譲渡日の為替相場により円換算して算出することとなり、上記(A)と同様に、所得税法第57条の3の規定が適用され、D銀行のP国ドルに係る電信売買相場の仲値を用いて円換算することが相当である。

C 請求人の主張の当否

請求人は、「請求人の主張」欄の(イ)ないし(ハ)のとおり、本件土地等の取得から譲渡までの間、円とP国ドルとの交換が行われていないことなどから、所得税法第57条の3の規定の適用はなく、本件譲渡所得の金額は、P国ドル建ての譲渡所得の金額を譲渡時の為替相場によって円換算して算出すべき旨主張する。

しかしながら、上記(イ)のとおり、譲渡所得の金額は、取得時と譲渡時の客観的価額の差によって算出されるものであり、外貨建てで取得又は譲渡取引が行われた場合には、その間に円と外貨との交換が行われていたか否かにかかわらず、その時の為替相場により円換算して譲渡所得の金額を計算するのが相当であり、所得税法第57条の3の規定は、外貨建取引が行われた場合におけるこのような円換算の方法について法令上明確化されたものである。したがって、本件譲渡所得の金額は、上記Bの各為替相場により円換算した各金額に基づき算出することになるから、この点に関する請求人の主張にはいずれも理由がない。

(ハ) 請求人のその他の主張の当否

請求人は、「請求人の主張」欄の(ニ)のとおり、原処分庁主張の計算方法によって算出された本件譲渡所得の金額に含まれる本件為替差益の額への課税は許されない旨主張する。

ところで、原処分庁が主張する本件譲渡所得の金額の計算上控除する本件取得費の額は、前記《基礎事実》のイのとおり、本件取得日のD銀行のP国ドルに係る電信売相場によって円換算した金額に基づき計算した上で算出されているが、審判所においては、上記(ロ)のBの(B)のとおり、本件取得費の額は本件取得日の同行のP国ドルに係る電信売買相場の仲値によって円換算した金額に基づき計算するのが相当である。

そうすると、本件譲渡所得の金額には、必然的に本件為替差益の額が含まれることになるところ、本件土地等を譲渡した時点のP国ドルの円での経済的価値(1P国ドル当たり112.55円)は、本件土地等を取得した時点のP国ドルの円での経済的価値(1P国ドル当たり77.70円)よりも増加し

ており、請求人の本件土地等を保有していた期間において、P国ドルに新たな円での経済的価値が発生しているということができ、本件為替差益は、本件土地等を譲渡した時点において所得として実現したと認めるのが相当である。したがって、この点に関する請求人の主張には理由がない。

## (2) 争点2

本件確定申告書に外国税額控除を受けるべき金額等の記載及び書類の添付がなかったことについて、所得税法第95条第7項に規定する「やむを得ない事情」があるか否か。

### ロ 判断

#### (イ) 法令解釈

所得税法第95条第1項の規定の趣旨は、国際的二重課税の防止にある。すなわち、同一の納税者に対し同一の課税物件について同一の課税期間に同一の性質の租税を複数国によって課されることになれば国際的経済活動を阻害してしまうことから、我が国では、一定の国外所得に対して課された日本の所得税に相当する外国所得税の額を日本の所得税額から税額控除することにより、結果として、国際的二重課税がない場合と同等の税負担になるようにすることによって、国際的二重課税を解消している。

このように、外国税額控除が結果として我が国の課税権の行使に制限を加えるものであること、外国税額控除を受けるためには、所得税法第95条第5項によって、確定申告書に控除を受けるべき金額を記載する等、一定の手続要件が求められていること等に照らすと、かかる手続要件を履践することなく外国税額控除が受けられる同条第7項に規定する「やむを得ない事情」とは、客観的にみて本人の責めに帰することができない事情をいうものと解される。

#### (ロ) 結論

前記《基礎事実》の二のとおり、本件確定申告書には、外国税額控除を受けるべき金額等の記載及び外国所得税を課されたことを証する書類等の添付がなかったのであるから、所得税法第95条第7項に規定する「やむを得ない事情」がない限り、外国税額控除の適用はできないところ、請求人は、「やむを得ない事情」について、上記「請求人の主張」欄の(イ)のとおり、主観的な事情についても「やむを得ない事情」に当たると主張するのみであり、また、審判所の調査の結果によっても、請求人には客観的にみて本人の責めに帰することができない事情があるとは認められない。

したがって、本件確定申告書に外国税額控除を受けるべき金額等の記載及び書類等の添付がなかったことについて、所得税法第95条第7項に規定する「やむを得ない事情」があるとは認められず、この点に関する請求人の主張には理由がない。

#### (ハ) 外国税額控除の適用の可否及び請求人のその他の主張の可否

請求人は、上記「請求人の主張」欄の(ロ)のとおり、請求人に外国税額控除の適用ができないとするのは日P租税条約の精神に反する旨主張する。

しかしながら、日P租税条約第〇条第〇項は、前記《関係法令等》の二のとおり、納付されるP国の租税の額は、日本国の法令に従って日本国の租税の額から控除する旨規定しており、同条約にはほかに外国税額控除の手続についての規定はなく、また、請求人は、上記(ロ)のとおり、所得税法第95条第7項に規定する「やむを得ない事情」があったとは認められないにもかかわらず、日本国の法令に従って外国税額控除を受けるための所定の手続を行っていないのであ

るから、本件外国所得税の額を控除する余地はないといわざるを得ない。

なお、審判所は、原処分庁が行った処分が違法又は不当であるか否かを判断する機関であって、税法の規定自体が租税条約の精神に反しているか否かについては、審判所の権限に属さないことであり、審判所の審理の限りではない。

したがって、本件外国所得税について、外国税額控除の適用はできず、この点に関する請求人の主張には理由がない。

### (3) 本件更正処分の適法性

#### イ 本件総収入金額

請求人らは、本件土地等について、前記《基礎事実》のイの(ハ)のとおり〇〇〇〇P国ドルで譲渡しており、また、同(ロ)のとおり、それぞれ等分の持分を有していたことから、本件総収入金額は、上記(1)のロの(ロ)のBの(A)のとおり、〇〇〇〇P国ドルに2分の1を乗じた〇〇〇〇P国ドルをD銀行の本件譲渡日の電信売買相場の仲値である前記《基礎事実》のハの(ハ)の1P国ドル当たり112.55円の為替相場によって円換算した〇〇〇〇円となる。

#### ロ 本件取得費

請求人らは、本件土地等の取得について、前記《基礎事実》のイの(イ)のとおり、218,151.29P国ドルを要しており、また、同(ロ)のとおり、それぞれ等分の持分を有していたことから、本件土地等の取得金額は、上記《争点1》のロの(ロ)のBの(B)のとおり、218,151.29P国ドルに2分の1を乗じた109,075.65P国ドルをD銀行の本件取得日の電信売買相場の仲値である前記《基礎事実》のハの(ロ)の1P国ドル当たり77.70円の為替相場によって円換算した8,475,179円となる。

また、前記《基礎事実》のイの(イ)のとおり、請求人らが本件建物の取得に要した金額は154,751.29P国ドルであることから、請求人の本件建物の取得に要した金額は、154,751.29P国ドルに2分の1を乗じた77,375.64P国ドルをD銀行の本件取得日の電信売買相場の仲値である1P国ドル当たり77.70円の為替相場によって円換算した6,012,087円となり、これを基に本件建物の本件取得日から本件譲渡日までの期間に係る減価の額（以下、本件累計償却費相当額という）を算出すると、〇〇〇〇円となる。

以上によれば、本件譲渡所得の金額の計算上控除する本件取得費の額は、本件土地等の取得金額8,475,179円から本件累計償却費相当額〇〇〇〇円を控除した〇〇〇〇円となる。

#### ハ 本件譲渡費用

請求人らは、本件譲渡日に、本件土地等の譲渡に要した費用として、17,328.17P国ドルを支払ったことから、本件譲渡費用は、上記《争点1》のロの(ロ)のBの(C)のとおり、17,328.17P国ドルに2分の1を乗じた8,664.09P国ドルをD銀行の本件譲渡日の電信売買相場の仲値である前記《基礎事実》のハの(ハ)の1P国ドル当たり112.55円の為替相場によって円換算した975,144円となる。

#### ニ 本件譲渡所得の金額

以上のとおり、請求人の本件譲渡所得の金額は、上記イの本件総収入金額〇〇〇〇円から上記ロの本件取得費の額〇〇〇〇円及び上記ハの本件譲渡費用の額975,144円の合計額〇〇〇〇円を控除した〇〇〇〇円となる。

